

次世代エネルギー・社会システム実証地域募集要領

I 趣旨

「次世代エネルギー・社会システム実証」は、「新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（2009年12月30日閣議決定）」に位置づけられる「2.6つの戦略分野の基本方針と目標とする成果」「（1）グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」における、日本型スマートグリッドの構築と海外展開を実現するための取組みとして、成長戦略の工程表にも位置づけられている取組みである。

これらを踏まえ、「次世代エネルギー・社会システム協議会」では、中間とりまとめにおいて、日本型スマートグリッドの方向性を示し、日本型スマートグリッドを含めた次世代エネルギー・社会システムの実現のために、実証事業を行うこととしている。

次世代エネルギー・社会システム実証地域の募集の目的

太陽光や風力などの再生可能エネルギーは、我が国のエネルギーセキュリティやCO₂の排出削減を目指す上で、重要なエネルギー源である。今後、一層再生可能エネルギーの導入・普及と効率的な活用を目指す必要がある。

しかしながら、これらの再生可能エネルギーは制御が困難でかつ出力が不安定であるがゆえに、大量導入された場合には、地域的な電圧変動問題や周波数が不安定となるといったリスクもあり、必ずしも現在の電力供給システムでは十分な受け入れができない可能性がある。

また、電力の需要面でも、電気自動車など次世代自動車の普及や家庭内における電化の進展などが進みつつあり、今後多くの電力需要が見込まれている。このような電力需給両面での変化に対応し、電力利用の効率化を実現するために、情報通信技術を活用して効率的に需給バランスをとり、電力の安定供給を実現するための電力送配電網が「スマートグリッド」である。

一方で、エネルギーの有効利用という観点からは、電力だけでなく、熱エネルギーの有効利用や交通システムも含め、「スマートコミュニティ」ともいうべき、人々のライフスタイル全体を視野に入れた社会システムの在り方の検討が必要となる。

このような趣旨から、「次世代エネルギー・社会システム実証事業」では、エネルギーや関連機器を中心としつつも、通信、都市開発、交通システム、ライフスタイルなどを含め、様々な実証を都市の中で行うこととし、次世代のエネルギー・社会システムの実現に向け高い目標を掲げて先駆的な取組を行う地域

を「次世代エネルギー・社会システム実証地域」として選定する。

また、本事業の推進に当たっては、政策資源の重点化の必要性から「次世代エネルギー・社会システム実証 関係省庁連絡会議」の場で、各省一体となって推進していく。

なお、このようなエネルギー・社会システムを取り巻く状況変化が世界的にも広がりつつあることを踏まえれば、我が国の優れた省エネ・新エネ技術やスマートグリッド関連技術を国際的に展開することが、国際貢献や我が国としての新たな成長産業の育成につながる。そのためには、国際的な標準づくりのリードや、システム全体で需要を獲得するための関連企業のフォーメーションづくりも必要となる。

次世代エネルギー・社会システム実証地域の選定と提案の具体化等

応募された提案については、地域間バランスや都市の規模等のバランスも考慮して選定する。選定に当たっては「次世代エネルギー・社会システム協議会」の有識者によるヒアリングを必要に応じて行い、その助言を受ける。

選定された地域は、次世代エネルギー・社会システム実証に当たっての実行計画の策定とその実施に取り組む。

国は、次世代エネルギー・社会システム実証の実行計画の円滑な実施に向けて、「次世代エネルギー・社会システム実証 関係省庁連絡会議」を活用し、予算措置や標準づくり、国内・海外への成果の発信など、省庁一体となった総合的支援を行う。

II 募集する提案

「次世代エネルギー・社会システム実証」応募提案に求められる内容

提案は、実証事業の目的を踏まえて以下の内容を含むことが必要である。

① 大幅な省エネ目標、CO2削減目標

－大幅な省エネ目標達成の例

- ・当該地域における企業は、省エネ法の1%の削減目標以上の目標を掲げること
- ・省エネ法の対象となっていない部門についても、適切な省エネ行動等の目標が立てられていること（省エネ行動のポイント化、街区のLED照明化等）

－CO2削減目標の例

- ・低炭素社会の実現に向けた高いCO₂の削減目標を掲げていること
- ② 大規模な再生可能エネルギーの導入
 - ・太陽光発電、風力、その他地域に特色ある再生可能エネルギーが大量に導入されること
 - ③ 個々の需要地点及び地域レベルでのエネルギーマネジメントシステムの確立
 - ・地域に導入された再生可能エネルギーを大規模ネットワーク側とも適切に連携しつつ、地域内で適切にマネジメントできること
 - ・そのためのしっかりした情報通信システムが構築されること
 - ・その際、電気だけでなく、熱や未利用エネルギーも積極的に活用することが望ましい
 - ・広く国内外への展開が可能な技術を実証し、成果を国際標準に展開することを視野に入れたものであること
 - ④ 地域エネルギーマネジメントと大規模ネットワークとの相互補完関係の構築
 - ・地域のエネルギーマネジメントがマイクログリッド的に自己完結するのではなく、大規模ネットワーク側との相互補完関係により、エネルギーシステム全体として、安定供給やコスト最適化が達成されること
 - ⑤ 次世代自動車、鉄道等も活用した交通システムにおけるエネルギーの効率的利用
 - ・電気自動車等の次世代の自動車の大量導入等の交通システムに係る取り組みを行うこと
 - ⑥ 自治体だけでなく、エネルギー関連企業、システムメーカー、地域企業など関連主体の積極的な参加。特にプロジェクトリーダーの存在。また、実証の実施に当たって必要な許認可については、地方自治体とも連携し、自治体が権限を有する許認可等についての柔軟な運用の見込みがあること
 - ⑦ 一定数以上のユーザー（家庭、ビル、商業施設、地域企業等）の参加
 - ⑧ 持続性の確保
 - ・関係者の持続的な参加等により取組の持続的な展開が期待できること

- ・技術実証に当たっては、単なる技術開発・実証にとどまらず、製品化までを視野に含むものであること
- ・各種施策間の連携を確保し、政策のより効果的な実施に努めること

⑨ ライフスタイルの革新

⑩ 事業規模

- ・費用対効果を確認する観点から総事業費が明記されていること
- ・企業からの持ち出しや既存施設の有効活用などを含めた事業規模の確保が必要

Ⅲ 応募主体

実証事業の実施に当たっては、エネルギー会社、地域のエネルギーマネジメントシステムを構築する企業、市区町村（市区町村または企業と連携して取り組む場合は都道府県も可）などのコンソーシアム（※法人格の有無は問わない）が形成されることが望ましいが、応募主体はこれらの実証の実施に必要な主体のうちいずれかで可とする（ただし、コンソーシアムに市区町村は必ず含まれなければならないものとする）。

その際、実証地域の単位は原則として市区町村とし、市区町村間で連携した取組みも受け付けるが、各市区町村が構成員となることができるコンソーシアムは1つに限るものとする。

Ⅳ 提案の内容

提案は取組内容毎に、5年以内に具体化する取組みに関する事項を提案書様式に沿って整理したものをもって行う。また、提案内容を簡潔に示す資料を併せて作成することも可とする。必要に応じ、参考資料を添付すること。

1. 全体構想

次世代エネルギー・社会システム実証に当たっての位置付け、提案のアピールポイントについて記述する。提案をとりまとめるにあたっては、具体的な方策や考え方の先導性を分かりやすく示し、国内外への取組の波及効果の大きさを想起させる提案資料となるよう留意すること。

また、必要に応じて、現状分析や次世代エネルギー・社会システムの構築に向けた取組み等を記載する。

2. 取組方針等

大幅な省エネルギー、CO2削減目標については、省エネ・CO2削減目標を示し、そのための具体的な取組み方針等を記載する。また、エネルギーマネジメントシステムの確立等の取組み事項については、応募提案に求められる内容を踏まえつつ、平成22年度以降平成26年度末までの5年間に具体化する予定の取組みの位置付けについて記述する。その際、事業規模についても記述すること。

また、政府の関連施策と連携した取組が可能な場合には、当該施策との関係について記述する。

5年以内に具体化する予定の取組に関する事項

● 取組の内容

平成22年度以降平成26年度末までの5年間に具体化する予定の取組について記述する。取組の特徴的な推進方法については、その効果や実現可能性が明らかになるよう記述すること。

また、提案の中で特に強調したい取組は、詳細に記述すること。

● 実施主体とそれぞれの果たす役割、事業内容

取組を実施する者ごとに、それぞれが果たす役割や事業内容について、可能な限り具体的に記述する。

● 実施時期

取組の開始時期と期間について可能な限り具体的に記述する。

● 省エネルギー及びCO2の削減見込み

事業の進捗や効果の把握を行うことが可能な取組について、その指標や把握の方法、又はそれを基に推計を行う場合のCO2の削減見込みについて記述する。

住宅・建築物の省エネルギー化、太陽光発電システム等の設備の普及状況、街区・地区レベルでのエネルギーの有効活用状況、緑地の整備状況などを削減効果に見込む場合にはその前提についても記述する。

● フォローアップの方法

KPI（キーパフォーマンスインディケーター）の設定や、削減状況や施策の進捗状況の把握等、フォローアップの方法について記述する。

- 課題

取組の実施にあたって法令の規定等による制度的な課題が想定される場合等に、どの取組についての課題なのかを明らかにした上で、その課題の内容を記述する。

3. 平成22年度中に行う事業の内容

平成22年度中に行う提案内容の実践的具体的検討のための事業等について主要なものの内容を記述する。

4. 取組体制等

次世代エネルギー・社会システム実証の実行計画の策定及び実施を円滑かつ効果的に進めるためには、都市・地域の住民グループ、NPO、企業、研究機関等様々な主体の理解・参加・協力を得て、広く地域ぐるみで取り組む必要がある。

V 募集期間・応募書類の提出方法

(募集期間)

平成22年1月29日(金)～2月26日(金)

(募集締切)

平成22年2月26日(金) 17:00 必着

※締切後の提出は一切認めない。

(提出方法)

応募書類については、下記まで郵送で、提案書様式(必要に応じて、提案内容を簡潔に示す資料も含む。以下同じ。)及び参考資料を送付すること。

なお、様式については次世代エネルギー・社会システム協議会の掲載ページ(<http://www.meti.go.jp/topic/data/091110aj.html>)にあるファイルをダウンロードして使用すること。

○ 郵送にあたっては下記の資料(紙媒体及び電子媒体)を送付すること。

- 紙媒体：5通

提案書様式及び参考資料一覧、参考資料の順で一つの紙ファイル等とじ、ファイルの表及び背に「●●県●●市次世代エネルギー・社会システム実証地域提案書」と記したもの。

- 電子媒体(CD-R又はDVD-R)：5セット

提案書様式及び参考資料について、拡張子が.doc、.ppt又は.pdfいずれ

かの形式の文書ファイルで作成したもの。

※参考資料については一覧を作成するとともに、連番を付し、提案様式のどの記述に対応するものであるか明らかになるようにすること。

○ 問い合わせ先、提案書類の提出先

本公募に関する問い合わせ先、及び提案書類の提出先は下記の所轄経済産業局とする。所轄経済産業局とは、事業実施主体の主たる事業実施場所（主に実証事業を実施する地域）を管轄する経済産業局である。

<経済産業局 申請窓口>

名称及び担当	所在地TEL&FAX	所轄する都道府県名
北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 TEL 011-700-2283/FAX 011-709-4135	北海道
東北経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第1合同庁舎 TEL 022-221-4932/FAX 022-213-0757	青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島
関東経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL 048-600-0363/FAX 048-601-1297	茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、 神奈川、新潟、長野、 山梨、静岡
中部経済産業局 資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL 052-951-2792/FAX 052-961-7827	愛知、岐阜、三重、 富山、石川
近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 TEL06-6966-6041/FAX 06-6966-6089	福井、滋賀、京都、 大阪、兵庫、奈良、 和歌山
中国経済産業局 資源エネルギー環境部 参事官(エネルギー・社会システム担当)	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 TEL 082-224-5818/FAX 082-224-5647	鳥取、島根、岡山、 広島、山口
四国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 TEL 087-811-8532/FAX 087-811-8559	徳島、香川、愛媛、 高知
九州経済産業局 資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎 TEL 092-482-5513/FAX 092-482-5398	福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 環境資源課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎2号館 TEL 098-866-1757/FAX 098-860-3710	沖縄

※ 郵送等の場合、締切り時刻までに届かない場合を考慮し、期限に余裕をもって発送されるようご注意ください。なお、FAXによる提出は受け付けない。

(提出資料の扱い)

提出された提案書様式及び参考資料については原則公開とする。ただし、企業秘密等公開を差し控えたい内容が含まれる場合には、別紙（様式自由）にその旨記載するとともに、公開可能な情報のみで構成された資料を応募書類とと

もに送付すること。

VI その他（総合窓口）

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー社会システム推進室

東京都千代田区霞ヶ関1-3-1 経済産業省 別館5階510号室

電話：03-3580-2492 野崎